

介護給付費等の算定に係る体制等に関する届出に関するQ & A (R6.4.4作成)

※県としての見解を示すものですが、権限委譲市町村（男鹿市、横手市、湯沢市、由利本荘市、潟上市、大仙市、仙北市、八峰町、藤里町、美郷町、羽後町、東成瀬村）の事業所は所管する市町村の指示に従ってください。

※個別具体的な質問については回答いたしかねますのでご了承ください。

番号	質問	回答
1	人員配置体制加算の利用定員について、多機能型事業所は合計定員で計算するのか。（生活介護）	生活介護の人員配置体制に係る前年度の利用者数の平均値は生活介護のみの利用者数を勘案することになりますが、利用定員は多機能型事業所全体の定員数となります。なお、基本報酬以外の考えは、多機能型事業所で扱いが異なる場合があります。詳細は、体制等状況一覧表の12ページ※1をご参照ください。 (厚労省Q & A 14ページ参照)
2	基本報酬区分について、多機能型であればサービスごとではなく、すべての合計定員で判断するのか。（生活介護、就労継続支援B型）	そのとおりです。
3	食事提供加算の届出用紙に栄養士の配置とあるが、事業所ごとの配置が必要か。（生活介護、就労継続支援B型）	事業所ごとの直接雇用が望ましいが、法人ごとに配置しているか、外部に調理業務を委託している場合は、その委託先において管理栄養士等が献立作成や確認に関わっていれば良いものとされています。（留意事項通知140ページ参照）
4	生活介護の重度障害者支援加算について、生活支援に占める基礎研修終了者の割合が20%以上となっている。多機能型施設の場合、支援員全体の割合で判断するのか、サービスごとの割合で判断するのか。（生活介護、就労継続支援B型）	サービスごとの判断となります。（留意事項通知132ページ参照）

番号	質問	回答
5	グループホームについて、昨年、2棟目を開設したが、2棟目は6ヶ月経過していない。この場合の前年度平均利用者数は1棟目（6ヶ月以上経過）は平均実利用者、2棟目（6ヶ月未満）は定員の90%として判断してよいか。（共同生活援助）	そのとおりです。
6	精神障害者支援体制加算（Ⅰ）について、「保健士、看護師又は精神保健福祉士と連携する体制が構築されている。」とあるがそれを証明する書類の添付が必要か。（計画相談支援）	必要ありません。ただし、施設調査においては確認することが予想されるので、連携先の団体や面談、会議の内容がわかる資料を保存してください。（留意事項通知441ページ参照）
7	体制等状況一覧表について【身体拘束廃止未実施】、【虐待防止措置未実施】、【業務継続計画未策定】、【情報公表未報告】の選択について具体的にどちらに○をすればよいか。（各サービス共通）	減算対象となる場合は「あり」となります。
8	「就労継続支援B型に係る基本算定区分に係る届出書」の様式がない。（就労継続支援B型）	現在、厚生労働省に確認中です。暫定的に県で様式を用意しましたので、そちらを御活用ください。
9	厚生労働省のHPに掲載されているQ&Aに「いるにも関わらず、届出が間に合わないといった場合については、令和6年4月中に届出が受理された場合に限り、4月1日に遡って、加算を算定できる取扱いとする。」と記載されているが、4月15日締切なのはなぜか。	当該箇所に「なお、具体的な届出日については、各都道府県国民健康保険連合会（以下国保連）と調整の上、各都道府県による柔軟な設定を行って差し支えない。」と記載されております。書類受理から審査、決裁を経て、国保連との連携、通知までの事務処理日数が必要なことや、他県の動向も参考に、本県の取扱いを原則4月15日と設定させていただきました。提出期限までの時間が限られており、事業所等の皆様には御難儀をおかけしますが、どうぞよろしくお願いいたします。
10	生活介護における福祉専門職員配置等加算について、ⅠまたはⅡを算定している場合であってもⅢを算定できるが、指定障害者支援施設等において他のサービスを合わせて実施している生活介護においても可能か。 また、各加算の算定要件に変更はあるのか。（生活介護）	可能です。（留意事項通知110ページ四、125ページ参照） また、各加算の算定要件に変更はありません。

番号	質問	回答
11	今回、勤務形態一覧表が送付されてきたが、必ず提出が必要なのか。	加算において人員配置が影響する場合は提出してください。
12	食事提供体制加算の届出について、栄養士または管理栄養士を事業所にて配置していない場合、どのように記載すればよいか。	栄養士、管理栄養士が連携体制がとられている場合は、連携体制に組織名を記載し、非常勤でカウントしてください。
13	重度障害者支援加算における「生活支援員の数（全体）」について、非常勤の者でも該当するのか。（生活介護）	重度障害者支援加算Ⅱ及びⅢにおける質問と推察しますが、指定生活支援事業所に配置されている生活支援員は、従業者の実人数で算出し、非常勤職員についても員数に含めることとされています。（留意事項通知133ページ及び135ページ参照）
14	就労継続支援B型の体制状況一覧表について「目標工賃達成指導員配置」と「目標工賃達成加算」との違いは何か。（就労継続支援B型）	目標工賃達成指導員配置加算は、目標工賃達成のための指導員を配置したことに対する加算です。 目標工賃達成加算は、上記指導員を配置した上で目標工賃に達成したことに対する加算です。（報酬告示148ページ参照）
15	就労継続支援B型の「目標工賃達成加算」について、厚労省が出している「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」54ページに「各都道府県において作成される工賃向上計画」とあるが、いつ頃示されるのか。（就労継続支援B型）	令和6年度以降の工賃向上計画については令和6年3月29日に国から工賃向上計画の指針が示されており、それをもとに都道府県でも作成中です。国の指針に基づき、令和6年4月末までに作成し、県のホームページで公表します。
16	「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」54ページに「自らも工賃向上計画を作成する」とあるが、フォーマット等はあるのか。（就労継続支援B型）	令和6年～8年の工賃向上計画のフォーマットに関しては、令和3～5年度に使用したものを修正し、それをもとに各事業所に作成を依頼する予定です。

番号	質問	回答
17	<p>「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」54ページに記載の目標工賃達成加算について、「当該計画に掲げた工賃目標を達成した場合に加算」とあるが1円でも達成すればよいのか。（就労継続支援B型）</p>	<p>前々年度の全国平均工賃月額と前々々年度の全国平均月額との差額を加えて、得た額以上でなければならないとされています。</p> <p>具体的には、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 前々年度における事業所の平均工賃月額（実績） ② 前年度において事業所が作成した工賃向上計画における目標工賃額（平均工賃月額） ③ 前年度における事業所の平均工賃月額（実績） ④ 前々年度における全国平均工賃月額 ⑤ 前々々年度における全国平均工賃月額 <p>について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ③\geq②となっていること ・ ②\geq① + (④ - ⑤) となっていること（※④ - ⑤が0未満の場合は、0として計算） <p>のいずれも満たしている場合に、加算の対象となります。</p>